

愛知県告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和8年1月15日次のように指定した。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号 S Gスクエア7階	愛知県名古屋飛行場においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料（あいち航空ミュージアムの駐車場に係るものを除く。）	令和8年3月1日から 令和11年3月31日まで